

⑫ 若者向け悪質商法にご注意ください

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ Tomoob 内)

相談専用電話：0296-77-1313

相談受付時間：月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・第4火曜は休館日)

消費者ホットライン:188(イヤヤ) ※お近くの消費生活センターにつながります。

最近、インターネットやSNSにかかるトラブルが後を絶ちません。利用することの多い若者のみなさんも十分に注意してください。

また、令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、今まで未成年として保護されていた18歳・19歳の方が単独で契約ができることとなります。法律の保護がなくなり、今までのように簡単に契約の取り消しができなくなります。

被害を防ぐには、その手口を知っておくことが大切です。また、さまざまな消費のしくみや消費者の権利と責任を理解しておきましょう。

「変だな」「困ったな」と思ったら一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

| | 手口 | 対策 |
|-------------------|---|--|
| マルチ商法 マルチまがい商法 | 友人や知人から「簡単に儲かる」とすすめられ、高額な教材を購入してしまった。 | 友達に誘われてもきっぱり断る。ウマイ話を信用しない。 |
| 架空請求 不当請求 | メール等で身に覚えのない料金請求がきた。アダルトサイトをクリックしたら「登録完了」の表示がでて高額な料金を請求された。 | 慌てて返信したり、電話をしない。身に覚えのない請求には応じない。 |
| アポイントメント セールス | SNSで知り合った男性にお茶に誘われ出かけたが、ビジネスセミナーをすすめられ、嫌われたくなくて契約してしまった。 | その場の雰囲気や契約を結ばない。SNSで知り合った人と会う時は慎重に。 |
| ネット広告の トラブル | 「初回無料」「初回限定500円」などのお試し広告に注意。 | 通信販売には、クーリングオフ制度はありません。契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。 |

※市消費生活センターでは、まちづくり出前講座で若者の消費者トラブルや成年年齢引き下げについて学ぶメニューを、年間を通して申し込みます。学校の授業や学生サークル、保護者の方のご利用もお待ちしています(まちづくり出前講座の問い合わせやお申し込みは、市民活動課まで)。

⑬ エコフロンティアかさま監視委員会を開催します

申・問 環境保全課(内線127)

委員会は傍聴することができます。

日時 1月27日(木) 午後2時～

場所 エコフロンティアかさま 管理棟2階 多目的会議室(笠間市福田165-1)

内容 (1) 前回会議録の確認 (2) 監視活動および意見交換等：廃棄物の受入
(3) 今後の監視活動計画(案)

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 1月27日(木) 午前9時まで

※新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催となる場合があります。

農地の貸し借りには、農地中間管理機構をご活用ください。
市農業公社 TEL 0296-73-6439